



福岡医発第1480号(地)
平成30年 8月20日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医業分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定
する事業分野別指針の一部を改正する件について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省医政局長より、福岡県保健医療介護部を通じて周知方依頼がありました。

産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成30年法律第26号)の施行により、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)の一部が改正され、生産性向上を支援する「経営力向上計画」について、事業継承を伴う中小企業等も明示的に対象となりました。

これに伴い、「医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針(平成28年厚生労働省告示第281号。以下「指針」という。)」について所要の改正を行うため、平成30年7月6日「医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第263号。以下「改正指針」という。)」が告示されました。この告示内容は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

第1 改正の内容について

1 基本情報の更新

「第1 基本認識」における、国民医療費の情報や病院、診療所等の各施設数について、最新の統計調査に基づいた数値に更新すること。

2 医療分野における経営力向上のための支援の対象について

(1) 指針中第2の表題を、「経営力向上に関する目標」から「経営力向上の実施方法に関する事項」に変更すること。

(2) 「1 支援対象」の項目を新たに追加することとし、医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能

を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とするものとし、中小企業者等が事業継承等により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とすること。

- (3) 「2 経営力向上に係る指標」の項目を新設することとし、指標の内容については従前と同様のものとする。

3 経営資源の組み合わせについて

指針中第3の「2 経営力向上の実施方法に関する事項」に、経営資源の組み合わせによって経営力向上を図る場合の項目を追加することとし、役務の提供等の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせ、一体的に活用することをその内容とすること。

4 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項について

経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項として、以下の内容を追加すること。

- (1) 事業者は、組織再編行為が患者、従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮すること。
- (2) 事業者は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うこと。

第2 適用期日

改正指針は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成30年7月9日）から適用すること。

第3 手引き等の改定について

「経営力向上計画の策定の手引き」等については、今後改定する予定であり、当該手引き等の改定については別途周知を行うこと。

30医指第1173号

平成30年7月13日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
公益社団法人福岡県柔道整復師会長
公益社団法人福岡県鍼灸マッサージ師会長
公益社団法人福岡県理学療法士会長
公益社団法人福岡県作業療法協会
公益社団法人福岡県看護協会
一般社団法人福岡県助産師会
一般社団法人福岡県歯科技工士会

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)



医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定
する事業分野別指針の一部を改正する件について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導課医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277



各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定
する事業分野別指針の一部を改正する件について（通知）

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 26 号）の施行により、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）の一部が改正され、生産性向上を支援する「経営力向上計画」について、事業承継を伴う中小企業等も明示的に対象となりました。

これに伴い、「医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針（平成 28 年厚生労働省告示第 281 号。以下「指針」という。）」について所要の改正を行うため、本日「医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 263 号。以下「改正指針」という。）」が告示されました。

この告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の内容について

1 基本情報の更新

「第 1 基本認識」における、国民医療費の情報や病院、診療所等の各施設数について、最新の統計調査に基づいた数値に更新すること。

2 医療分野における経営力向上のための支援の対象について

- (1) 指針中第 2 の表題を、「経営力向上に関する目標」から「経営力向上の実施方法に関する事項」に変更すること。
- (2) 「1 支援対象」の項目を新たに追加することとし、医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とするものとし、

中小企業者等が事業承継等により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とすること。

- (3) 「2 経営力向上に係る指標」の項目を新設することとし、指標の内容については従前と同様のものとする。

3 経営資源の組合せについて

指針中第3の「2 経営力向上の実施方法に関する事項」に、経営資源の組合せによって経営力向上を図る場合の項目を追加することとし、役務の提供等の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することをその内容とすること。

4 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項について

経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項として、以下の内容を追加すること。

- (1) 事業者は、組織再編行為が患者、従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮すること。
- (2) 事業者は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うこと。

第2 適用期日

改正指針は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成30年7月9日）から適用すること。

第3 手引き等の改定について

「経営力向上計画の策定の手引き」等については、今後改定する予定であり、当該手引き等の改定については別途周知を行うこと。

医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針

第 1 基本認識

1 市場動向

少子高齢化が進む中で、平成 12 年度に約 30 兆円であった国民医療費は、平成 27 年度には約 42 兆円に増大しており、そのうち、およそ 36%にあたる約 15 兆円は、75 歳以上に係るものである。

2 産業構造・業態の特徴

医療機関		1 7 8 , 9 1 1 施設	平成 28 年 10 月 1 日時点
病院		8 , 4 2 2 施設	
一般診療所		1 0 1 , 5 2 9 施設	
	有床診療所	7 , 6 2 9 施設	
	無床診療所	9 3 , 9 0 0 施設	
歯科診療所		6 8 , 9 4 0 施設	
	有床診療所	2 7 施設	
	無床診療所	6 8 , 9 1 3 施設	
歯科技工所		2 0 , 9 0 6 施設	平成 28 年 12 月末日時点
あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所		8 8 , 4 3 6 施設	
柔道整復の施術所		4 8 , 0 2 4 施設	
訪問看護ステーション		9 , 6 4 8 施設	平成 29 年 2 月時点
助産所		2 , 8 7 2 施設	平成 29 年 3 月末日時点

3 経営の特徴

医療等サービス（病院、診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所等の各施設において提供されるサービスをいう。以下同じ。）は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとっては重要である。ただ、病床を有する医療機関においては、夜間勤務や宿日直勤務に対応する医療等従事者（医療等サービスに従事する者をいう。以下同じ。）の配置が必要となること等に伴い、医療等従事者の勤務環境について医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第 2 経営力向上の実施方法に関する事項

1 支援対象

医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」とい

う。) 第二条第十項第九号に掲げるものを除く。) により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

2 経営力向上に係る指標

多くの医療等サービスにおいては、収益(収入)の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ICTの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上において実施すべき事項

現に有する経営資源又は他の事業者から取得された若しくは提供した経営資源に関し、他の医療等サービス提供主体との機能分化、業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保及び向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが適当である。

二 経営資源を高度に利用する方法として、特に優先すべき事項

医療等従事者の勤務環境の改善を特に優先すべきである。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所等
サービスの品質向上に関する事項	・地域における医療のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関のサービスの質の向上の実施(治療の選択肢の複数提示、退院指導の充実等)	・地域における医療のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関のサービスの質の向上の実施(治療の選択肢の複数提示、退院指導の充実等)	・地域における医療等のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関等のサービスの質の向上の実施(治療の選択肢の複数提示等)
コストの把握・効率化に関する事項	・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等と連携した共同購入 ・内部業務の効率化のため	・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等と連携した共同購入 ・内部業務の効率化のため	・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等と連携した共同購入 ・内部業務の効率化のため

	めの、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等	めの、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等	めの、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等
マネジメントに関する事項	・入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置、関連する他の医療機関との間における看護師等による支援 ・夜間・休日の適切な人事配置 ・かかりつけ医又は在宅医、介護・福祉事業者等との連携 ・高度急性期、急性期、回復期、慢性期等地域の医療提供体制の中での役割の明確化	・入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置 ・夜間・休日の適切な人事配置 ・地域にある他の病院又は診療所、介護事業者等との連携	・曜日ごとの医師等の柔軟な配置 ・地域にある他の病院又は診療所、介護事業者等との連携
人材に関する事項	・医療従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・勤務環境の改善のため、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入 ・高度専門職の仕事の棚卸し ・医療従事者の研修等への参加機会の確保	・医療従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・勤務環境の改善のため、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入	・医療等従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療等従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ
ＩＣＴ投資、設備投資及び省エネルギー投資に関する	・電子カルテ等のＩＣＴの利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・臨床研究・臨床効果デ	・電子カルテ等のＩＣＴの利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・ＩＣＴを利活用するた	・電子カルテ等のＩＣＴの利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・ＩＣＴを利活用するた

事項	ータベース構築への協力 ・ICTを利活用するための人材の確保 ・ICTを利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進	めの人材の確保 ・ICTを利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進	めの人材の確保 ・ICTを利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進
経営資源の組合せ	役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用	役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用	商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用
その他の経営資源を高度に利用する方法	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減

3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を法第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。また、組織再編行為が患者、従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。

二 経営力向上計画の進捗状況の把握

事業者は、経営力向上計画について、定期的に自己評価を行い、進捗状況を把握するものとする。

三 外部専門家の知見の活用

経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る法第三十四条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「医療分野経営力向上推進機関」という。）等、外部の専門家の知見を活用するものとする。

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用

事業者は、事業の運営の透明性及び信頼性を確保するため、各法人等に適用される会計基準等を利用して、信頼性のある計算書類等を作成し、活用するものとする。

五 地域経済の健全な発展

事業者は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うものとする。

第4 医療分野経営力向上推進機関に関する事項

1 医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項

- 一 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野の経営力向上に関する研修を企画し実施するほか、必要な普及啓発を行うこと。
- 二 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野の経営力向上に関する最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行うこと。
- 三 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務（医療分野に係る法第三十四条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。）の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。

2 医療分野経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

1に掲げる事項を実施できる体制であること。

3 医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

- 一 医療分野経営力向上推進機関は、医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小規模の医療機関等を支援対象から外すことのないようにすること。
- 二 医療分野経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

○厚生労働省告示第二百六十三号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次の表のように改正し、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正			改 正 前		
第 1 基本認識			第 1 基本認識		
1 市場動向			1 市場動向		
少子高齢化が進む中で、平成12年度に約30兆円であった国民医療費は、平成27年度には約42兆円に増大しており、そのうち、およそ36%にあたる約15兆円は、75歳以上に係るものである。			少子高齢化が進む中で、平成12年度に約30兆円であった国民医療費は、平成25年度には約40兆円に増大しており、そのうち、およそ35%にあたる約14兆円は、75歳以上に係るものである。		
2 産業構造・業態の特徴			2 産業構造・業態の特徴		
医療機関			医療機関		
病院			病院		
一般診療所			一般診療所		
有床診療所			有床診療所		
無床診療所			無床診療所		
178,911施設			177,546施設		
8,422施設			8,493施設		
101,529施設			100,461施設		
7,629施設			8,355施設		
93,900施設			92,106施設		
平成28年10月1日時点			平成26年10月1日時点		

歯科診療所	68,940施設	
	有床診療所 27施設	
	無床診療所 68,913施設	
歯科技工所	20,906施設	平成28年12月末日時点
あん摩ワッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施 術所	88,436施設	
柔道整復の施術所	48,024施設	
訪問看護ステーション	9,648施設	平成30年2月時点
助産所	2,872施設	平成29年3月末日時点

3 経営の特徴

医療等サービス（病院、診療所、あん摩ワッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所等の各施設において提供されるサービス）をいう。以下同じ。）は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとっては重要である。ただ、病床を有する医療機関においては、夜間勤務や宿日直勤務に対応する医療等従事者（医療等サービスに従事する者をいう。以下同じ。）の配置が必要となること等に伴い、医療等従事者の勤務環境について医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第2 経営力向上の実施方法に関する事項

1 支援対象

医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能力の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、中小企業等が事業承継等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第十項第九号に掲げるものを除く。）により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあつては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

2 経営力向上に係る指標

多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ICTの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

歯科診療所	68,592施設	
	有床診療所 32施設	
	無床診療所 68,560施設	
歯科技工所	20,166施設	平成26年12月末日時点
あん摩ワッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施 術所	85,260施設	
柔道整復の施術所	45,572施設	
訪問看護ステーション	7,583施設	
助産所	2,822施設	平成27年3月末日時点

3 経営の特徴

医療等サービス（病院、診療所、あん摩ワッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所、看護業の事業所の各施設において提供されるサービス）をいう。以下同じ。）は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとっては重要である。ただ、病床を有する医療機関においては、夜間勤務や宿日直勤務に対応する医療等従事者（医療等サービスに従事する者をいう。以下同じ。）の配置が必要となること等に伴い、医療等従事者の勤務環境について医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第2 経営力向上に関する目標

(新設)

(新設)
多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ICTの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

- 一 経営力向上において実施すべき事項
- 現に有する経営資源又は他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源に関し、他の医療等サービス提供主体との機能分化、業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保及び向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが適当である。
- 二 経営資源を高度に利用する方法として、特に優先すべき事項
- 医療等従事者の勤務環境の改善を特に優先すべきである。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩 マツサージ指圧、はり 又はきゅうをを行う施設 所、柔道整復の施設所、 助産所、歯科技工所及 び看護業の事業所等
(略)	(略)	(略)	(略)
ICT投資、設備投資及び省エネルギー投資に関する事項	(略)	(略)	(略)
経営資源の組合せ	役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用	役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用	商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用
その他の経営資源を高度に利用する方法	(略)	(略)	(略)

3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を法第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。また、組織再編行為が患者、従業員等と与える影響が大きいに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

- 一 経営力向上において実施すべき事項
- 他の医療等サービス提供主体との機能分化、業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保及び向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが適当である。
- 二 経営資源を高度に利用する方法として、特に優先すべき事項
- 医療等従事者の勤務環境の改善を特に優先すべきである。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩 マツサージ指圧、はり 又はきゅう・柔道整復 の施設所、助産所、歯 科技工所及び看護業の 事業所
(略)	(略)	(略)	(略)
ICT投資、設備投資、省エネルギー投資に関する事項	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
その他の経営資源を高度に利用する方法	(略)	(略)	(略)

3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を中小企業等経営強化法（平成11年法律第十八号。以下「法」という。）第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

二 (略) 三 外部専門家の知見の活用 経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る法第三十四条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関 (以下「医療分野経営力向上推進機関」という。)等、外部の専門家の知見を活用するものとする。 四 (略) 五 地域経済の健全な発展 事業者は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うものとする。 第 4 医療分野経営力向上推進機関に関する事項 1 医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項 一・二 (略) 三 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務 (医療分野に係る法第三十四条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。)の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。 2・3 (略)	二 (略) 三 外部専門家の知見の活用 経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る法第二十六条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関 (以下「医療分野経営力向上推進機関」という。)等、外部の専門家の知見を活用するものとする。 四 (略) (新設) 第 4 医療分野経営力向上推進機関に関する事項 1 医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項 一・二 (略) 三 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務 (医療分野に係る法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。)の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。 2・3 (略)
--	---